

きつき ケアプラン ステーション

KITSUKI Care plan Station



「居宅支援事業所」とは？

都道府県の指定を受けた介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置して、利用者が最適な介護サービスを受けられるよう相談を受けたり、介護サービス提供事業所との連絡調整を図ったりする在宅介護の拠点となる事業所です。たとえば、次のようなことでお困りの方はお気軽にご相談ください。

- 介護サービスを利用したいけどどうすればいい？（介護保険の申請／相談業務）
- 退院後の病気の管理が心配…（訪問看護）
- 買い物、掃除、炊事を手伝ってほしい。（訪問介護）
- デイサービスやデイケアに行ったりリハビリ・入浴をしたい。（デイサービス・デイケア）
- お風呂や玄関の段差がきつい。トイレの立ち上がり等に手すりが欲しい。（住宅改修・福祉用具貸与／購入）
- 介護者が数日家を空けるけれど安心して出かけた。（短期入所）
- 年金生活なので、どれくらい費用がかかるか心配。（介護保険負担限度額認定・社会福祉法人等の減免制度申請代行）

etc…

介護支援専門員（ケアマネージャー）は何をする人なの？

ケアマネージャーは利用者や家族からの相談に応じて利用者の希望や心身の状態にあった介護サービスが利用できるようにお手伝いさせていただく介護保険利用支援の専門職です。全額介護保険から負担されます。

ケアマネージャーの仕事とは？

- サービス利用の相談業務やサービス内容・費用について助言します。
- 介護保険に関する書類作成・申請手続きの代行をします。
- ケアプランの作成、見直しをします。
- 定期的にご自宅を訪問してお話を伺います。
- 介護サービス提供事業所と連絡・調整を行います。
- 介護保険施設の紹介を行います。



自分のプランを作るのはどうすれば良い？

きつきケアプランステーションに依頼をすると、担当のケアマネージャーが決まります。ケアマネージャーが要望を聴き、各サービス提供事業者と連絡・調整し、費用・日時などを盛り込んだケアプランを作成します。

介護保険とは？

介護保険は老後の安心を地域で支えるしくみです。介護サービスを利用するには本人の申請が必要です。

要介護 1～5	何らかの介護が必要になった人で自分らしく出来る限り自立した暮らしが出来るようになる為に利用していくサービス
要支援 1、2	今よりも状態が悪くならないように、また少しでも自分で出来る事が増えるようになる為に利用していくサービス
自立(非該当)	介護保険による介護サービスは受けられません。 実費負担(10割負担)でのサービス利用はできます。

介護サービスの種類には次のような種類があります。

在宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所サービス
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具購入費の一部支給
- 住宅改修費の一部支給
- 福祉用具貸与
- 認知症対応型共同生活介護

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設(療養病床等)

ケアプラン作成の費用は？

介護保険申請手続き、ケアプラン作成などは無料でご利用いただけます。(全額保険給付)

■お問合せ先

社会福祉法人 ひまわり TEL 0978-66-5500 FAX 0978-66-5503

〒873-0033 杵築市大字守江字王子1864番地 ホームページ <http://www.wel-himawari.net/>